

## APECエンジニアの国内での運営構造

APECエンジニアに対応するため、**関係省の一層の連絡調整を図ることを目的に設置**された。申し合わせ上、連絡会の事務の内容は以下の3つとされている。

- ・APECエンジニアに係る**わが国の対応**に関すること
- ・**APECエンジニアモニタリング委員会**に関すること
- ・その他、APECエンジニアに関すること

### APECエンジニア 関係省連絡会

総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省  
※庶務は文部科学省が行う

設置

### APECエンジニア モニタリング委員会

※庶務は(公社)日本技術士会が行う

モニタリング委員会は審査・選定・登録のため、**各国・エコノミー**で設置が求められているもの。

モニタリング委員会の業務は連絡会が定めた要綱上以下の4つとされている。

- ・APECエンジニアの**審査・選定基準、登録手続きの策定**に関すること
- ・APECエンジニアの**審査・選定**に関すること
- ・APECエンジニアの**登録**に関すること
- ・その他上記の業務に関する事項

## 【今後の進め方】

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| ① APECエンジニアモニタリング委員会での検討   | ⇒ 済（資料8の案の通り）         |
| ② 技術士分科会（制度検討特別委員会）への報告    | ⇒ 本日                  |
| ③ APECエンジニア関係省連絡会での承認      | ⇒ 年内をメドに調整予定          |
| Aの④ IEA会合へ提出、加盟国・地域による承認   | ⇒ 2020年6月中旬（資料提出は1月頃） |
| Bの④ 日豪協定について、オーストラリアに報告・調整 | ⇒ IEA会合後に実施予定         |

## 【見直しが必要なもの】

### A：各選択科目から申請が可能なAPECエンジニアの分野対応表（案：資料8-1）

（我が国では、技術士の各選択科目から申請の可能なAPECエンジニアの分野を規定しており、その対応表を作成している。科目の再編に伴い各選択科目から申請できる分野を見直し、対応表を修正する必要がある。）

### B：日豪協定におけるAPECエンジニアの分野に対応する技術部門・選択科目対応表（案：資料8-2）

（上記の対応表を踏まえ、日豪協定で相互承認を行うAPECエンジニアの分野に対応する技術部門・選択科目の対応表を修正する。）